

石川県公報

平成27年6月5日
第12805号(金曜日)
毎週2回 火曜 金曜発行

目次

目	次
規 則	
○児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則 (少子化対策監室) 1	
告 示	
○県統計調査の実施 (男女共同参画課) 1	
○平成27年度管理美容師資格認定講習会の指定 (薬事衛生課) 2	
○平成27年度管理美容師資格認定講習会の指定 (同) 3	
○石川県薬物の濫用の防止に関する条例に基づく知事監視製品の指定の失効 (同) 3	
○青少年に有害な興行の指定 (少子化対策監室) 4	
○青少年に有害な図書等の指定 (同) 4	
○保安林の指定の解除予定 (森林管理課) 4	
公 告	
○旧紀尾井会館売却支援業務に係る企画提案書の募集公告 (財政課) 5	
○予防接種を行う医師に係る公告 (健康推進課) 6	
○大規模小売店舗立地法による意見の概要の公告 (経営支援課) 6	
○県営土地改良事業計画の変更及び縦覧公告 (農業基盤課) 7	
公安委員会	
○石川県公安委員会が行う交通の規制の一部改正	7
監査委員	
○定期監査結果公表	7

規 則

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十七年六月五日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県規則第二十九号

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成二十四年石川県規則第六十七号)の一部を次のように改正する。

附則第五項中「又は看護師」を「看護師又は准看護師」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の附則第五項の規定は、平成二十七年四月一日から適用する。

告 示

石川県告示第270号

石川県統計調査条例(平成21年石川県条例第15号)第3条の規定により、県統計調査について次のとおり告示する。
平成27年6月5日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 県統計調査の名称
男女共同参画に関する県民意識調査
- 県統計調査の目的
家庭、地域、職場などにおける男女共同参画に関する意識の変化を把握するとともに、今後の男女共同参画の施策の基礎資料とすることを目的とする。
- 県統計調査の対象とする範囲
県内に在住する満20歳以上の男女で、無作為抽出により選定された者

4 県統計調査の報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

(1) 報告を求める事項

- ア フェイスシート
- イ 男女の地位の平等
- ウ 家庭生活等
- エ 結婚観等
- オ 職業
- カ 社会的な活動の状況
- キ 女性の人権
- ク 男女共同参画社会の実現に向けて
- ケ その他

(2) 基準となる期日又は期間

平成27年6月9日(火)から同月22日(月)まで

5 県統計調査の報告を求める者

調査対象として選定された者

6 県統計調査の報告を求めるために用いる方法

調査対象として選定された者に対して、郵送で調査票を配布し、郵送で回収する方法で行う。

7 県統計調査の報告を求める期間

平成27年6月9日(火)から同月22日(月)まで

石川県告示第271号

理容師法(昭和22年法律第234号)第11条の4第2項の規定により、平成27年度管理理容師資格認定講習会を次のとおり指定した。

平成27年6月5日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 主催者の所在地及び名称

東京都江東区有明3丁目7番26号
公益財団法人理容師美容師試験研修センター

2 日程

第 1 日	平成27年10月26日
第 2 日	平成27年11月2日
第 3 日	平成27年11月9日

3 場所

金沢市鞍月2丁目1番地
石川県地場産業振興センター

4 科目及び時間数

科 目	時 間 数
公 衆 衛 生	4時間
理 容 所 の 衛 生 管 理	14時間
計	18時間

5 受講料

18,000円

6 会場の運営及び設営の窓口となる機関

愛知県名古屋市中区丸の内2-14-20
公益財団法人理容師美容師試験研修センター
東海ブロック事務所

石川県告示第272号

美容師法（昭和32年法律第163号）第12条の3第2項の規定により、平成27年度管理美容師資格認定講習会を次のとおり指定した。

平成27年6月5日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 主催者の所在地及び名称
東京都江東区有明3丁目7番26号
公益財団法人理容師美容師試験研修センター
- 日程

第 1 日	平成27年10月26日
第 2 日	平成27年11月 2 日
第 3 日	平成27年11月 9 日

- 場所
金沢市鞍月2丁目1番地
石川県地場産業振興センター
- 科目及び時間数

科 目	時 間 数
公 衆 衛 生	4時間
美 容 所 の 衛 生 管 理	14時間
計	18時間

- 受講料
18,000円
- 会場の運営及び設営の窓口となる機関
愛知県名古屋市中区丸の内2-14-20
公益財団法人理容師美容師試験研修センター
東海ブロック事務所

石川県告示第273号

石川県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年石川県条例第38号。以下「条例」という。）第10条第1項の規定により、知事監視製品の指定が次のとおり効力を失ったので告示する。

平成27年6月5日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 失効した知事監視製品を特定できる情報
 - 次の写真に示すとおり、被包に「Artistic NEW 2nd」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
 - 次の写真に示すとおり、被包に「X-aROMa」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
 - 次の写真に示すとおり、被包に「DEEP BLUE 2nd」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
 - 次の写真に示すとおり、被包に「FaLL OUT」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
 - 次の写真に示すとおり、被包に「極」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
（「次の写真」は、省略し、その写真を石川県健康福祉部薬事衛生課及び県保健福祉センターに備え置いて縦覧に供する。）
- 失効の理由
当該知事監視製品に、条例第2条第1項第3号に掲げる薬物が含有されると認められるに至ったため
- 失効の日
 - 1の(1)から(3)までに掲げる知事監視製品 平成27年5月26日
 - 1の(4)及び(5)に掲げる知事監視製品 平成27年5月27日

4 罰則の適用

条例第27条から第30条までの規定は、上記の知事監視製品の指定がその効力を失う前にした当該知事監視製品に係る行為についても、適用する。

石川県告示第274号

いしかわ子ども総合条例（平成19年石川県条例第18号）第41条第1項の規定により、次の興行を青少年に有害なものとして指定した。

平成27年6月5日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 有害興行

興行の種類	興 行 名	配 給 会 社 名
映 画	昔々、ある所に、スケベな女達が住んでおりましたとさ。	新 日 本 映 像
〃	破廉恥熟女 ピンクな乳首を吸って！	〃
〃	巨乳狩人 幻妖の微笑	オ ー ピ ー 映 画
〃	欲情処理課の女2 ノーパン大開脚	新 東 宝 映 画

2 指定の理由

内容の全部又は一部が、著しく青少年の性的感情を刺激し、又は著しく青少年の粗暴性若しくは残虐性を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれのあるものである。

3 指定年月日

平成27年6月5日

石川県告示第275号

いしかわ子ども総合条例（平成19年石川県条例第18号）第42条第1項の規定により、次の図書等を青少年に有害なものとして指定した。

平成27年6月5日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 有害図書等

図書等の種類	図 書 等 名 (ナ ン バ ー)	発 行 所 名
月 刊 誌	シティヘブン北陸版 2015年7月号 (04333-07)	(株)ダブリュエスコレーション
〃	NaiNaiプレス北陸 2015年7月号 (06805-07)	電 王 堂 出 版 (株)

付記

ナンバーとは、月刊誌及び単行本にあつては雑誌ナンバーをいう。

2 指定の理由

内容の全部又は一部が、著しく青少年の性的感情を刺激し、又は著しく青少年の粗暴性若しくは残虐性を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれのあるものである。

3 指定年月日

平成27年6月5日

石川県告示第276号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成27年6月5日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 解除予定保安林の所在場所

珠洲市東山中町元蛸島村壹貳部4の5から4の8まで

- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 解除の理由
道路用地とするため

公 告

旧紀尾井会館売却支援業務に係る企画提案書の募集公告

次のとおり企画提案書の提出を募集する。

平成27年6月5日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 業務の概要

(1) 業務名

旧紀尾井会館売却支援業務

(2) 業務の内容

旧紀尾井会館の売却を促進するために必要な物件調査、広報宣伝・買受希望者の探索、重要事項説明書等の書類作成、各種手続の補助・助言など売却に係る一連の業務

(3) 委託期間

契約締結日から平成28年3月31日まで

2 応募資格

次の全てを満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 政令第167条の4第2項の規定により一般競争入札に参加させないことができる者以外の者であること。
- (3) 宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第3条第1項の規定による免許を受けている者であること。
- (4) 過去2年以内に宅地建物取引業法第65条第1項又は第3項の規定による指示を受けていないこと。また、過去5年以内に同条第2項又は第4項の規定による業務停止の処分を受けていないこと。
- (5) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 石川県暴力団排除条例（平成23年石川県条例第20号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）である者

イ 役員等（役員及び支店、営業所その他の事業所を代表する者をいう。以下同じ。）が、条例第2条第3号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である者

ウ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者として次のいずれかに該当する者

(ア) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

(イ) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者

(ウ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(エ) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 企画提案書の審査基準

企画提案募集要項に記載する。

4 企画提案書の提出場所等

(1) 提出場所及び問合せ先

ア 〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県総務部財政課 電話番号 076-225-1256 FAX 076-225-1258

イ 〒102-0093 東京都千代田区平河町2-6-3（都道府県会館14階）

石川県東京事務所 電話番号 03-5212-9016 FAX 03-5212-9018

(2) 企画提案募集要項及び仕様書の配布方法

4の(1)の場所において配布する。

(3) 企画提案書の提出期限

平成27年6月19日(金)午後5時

(4) 企画提案書の審査

提出期限までに提出のあった企画提案書について、後日審査会にて審査を行う。審査結果は、応募者に対し書面で通知する。

5 その他

(1) 応募に係る費用は応募者の負担とし、提出書類等は返却しない。

(2) 詳細は、企画提案募集要項及び仕様書による。

予防接種を行う医師に係る公告

市町長が予防接種法(昭和23年法律第68号)第5条第1項の規定により行う予防接種について、予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)第4条第1項本文の規定により当該市町長の要請に応じて当該予防接種を行う医師の氏名及び予防接種を行う場所は、次のとおりである。

平成27年6月5日

石川県知事 谷 本 正 憲

医師の氏名	医師が協力を承諾した市町	予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所
松 江 泰 弘	県内全域	七尾市府中町68-3 円山病院
西 田 洋 児	〃	七尾市万行町5-65-5 岡田胃腸科外科クリニック
新 谷 佳 子	〃	〃
真 弓 卓 也	〃	七尾市藤橋町ア部6番地4 公立能登総合病院
松 田 裕 介	〃	〃
野 口 和 寛	〃	〃

大規模小売店舗立地法による意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項及び第2項の規定による大規模小売店舗に関する意見の概要は、次のとおりである。

平成27年6月5日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

アルビス西南部店

金沢市八日市出町840番ほか18筆

2 届出の内容及び届出の公告の日

内容 新設

公告日 平成27年1月27日

3 市町の意見の概要

市町名 金沢市

意見の概要

届出内容について、特に問題点は見られないが、関係法令等を遵守するとともに、今後とも周辺地域の生活環境の保持について適切な対応を図るよう努められたい。

4 居住者等の意見の概要

居住者等の意見なし

5 意見の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課及び石川県行政情報サービスセンター

6 意見の縦覧期間

平成27年6月5日から同年7月6日まで

県営土地改良事業計画の変更及び縦覧公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の規定により、次のとおり県営土地改良事業計画を変更したので、その関係書類を平成27年6月8日から同年7月6日まで縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第6項において準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に異議申立てをすることができる。

また、同法第87条の3第6項において準用する同法第87条第7項の規定による異議申立てに対する決定に不服がある者は、同法第87条の3第6項において準用する同法第87条第10項の規定により、県を被告として(県を代表する者は、知事となる。)、当該決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、当該決定に対してのみ、取消しの訴えを提起することができる。

平成27年6月5日

石川県知事 谷 本 正 憲

地区名	事業名	縦覧に供する書類	縦覧場所
北免田・上島地区	県営ほ場整備事業 (面的集積型)	県営土地改良事業変更計画書の写し	七尾市役所

公安委員会

石川県公安委員会告示第68号

石川県公安委員会が行う交通の規制(昭和47年石川県公安委員会告示第48号)の一部を次のように改正する。

平成27年6月5日

石川県公安委員会

別表第10(普通自転車歩道通行可)羽咋警察署管内の表に次のように加える。

82	町道今浜小川2号線	羽咋郡宝達志水町小川壺216番地先から羽咋郡宝達志水町今浜ラ192番地1先まで	終日	約1,040メートル
----	-----------	---	----	------------

別表第14(進路変更禁止及び進行方向別通行区分)金沢西警察署管内の表49の項を次のように改める。

49	主要地方道松任字ノ気線	金沢市湊3丁目48番地先 北間町交差点 (内灘町方向から北間町交差点に至る方向)	約60メートル	3本	終日	道路左側から数えて1番目の車両通行帯は直進及び左折、2番目の車両通行帯は直進、3番目の車両通行帯は右折とする。
----	-------------	--	---------	----	----	---

監査委員

定期監査結果公表

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定により、平成26年度の財務事務に係る監査を実施したので、その結果を次のとおり公表する。

なお、地方自治法第199条の2の規定により、浜田 孝 監査委員は白山自然保護センター及び手取川水道事務所の監査に加わらなかった。

平成27年6月5日

石川県監査委員 宮 下 正 博
同 谷 内 律 夫
同 浜 田 孝 代
同 岡 部 朋 代

監査箇所名	監査年月日	監査の対象	監 査 の 結 果
津幡高等学校	平成27年5月19日	平成27年1月末日現在	所管の業務をはじめ、財務に関する事務の執行は、おおむね適正に処理されていると認める。
田鶴浜高等学校	〃	〃	〃
宝達高等学校	〃	〃	〃
白山ろく民俗資料館	〃	〃	〃
白山自然保護センター	〃	〃	〃
手取川水道事務所	〃	平成27年2月末日現在	〃
鶴来高等学校	〃	平成27年1月末日現在	〃
水産総合センター	平成27年5月21日	〃	〃
内灘高等学校	〃	〃	〃
リハビリテーションセンター	平成27年5月22日	〃	〃
翠星高等学校	〃	〃	〃
金沢伏見高等学校	〃	〃	〃
教育センター	〃	〃	〃
工業試験場	平成27年5月27日	平成27年3月末日現在	〃
生涯学習センター	〃	平成27年2月末日現在	〃
美術館	〃	平成27年3月末日現在	〃
図書館	〃	平成27年2月末日現在	〃
保健環境センター	〃	平成27年3月末日現在	〃
安原・高橋川工事事務所	〃	〃	〃